

京情審答申第80号
平成24年6月21日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成23年9月13日付け3家第524号で諮問のあった事案について、
次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った部分公開決定については、実施機関が非公開と判断した部分のうち、別表に記載する部分について公開すべきである。その余の部分は妥当である

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年5月31日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「京都府家庭支援総合センター（以下「センター」という。）における女性相談についての相談対応マニュアルに類するもの一切及び女性の一時保護に係る対応マニュアル、規則及び指示書に類するもの一切」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対応する公文書として、「入所のしおり（京都府家庭支援総合センター）」（以下「しおり」という。）を特定するとともに、平成23年6月14日、条例第10条第1項の規定により別紙のとおり公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成23年8月12日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成23年9月13日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。
- 5 平成23年10月5日、実施機関は、条例第10条第1項の規定により、「京都府婦人保護業務取扱規程（昭和34年京都府訓令第12号）」、「電話・来所相談票」及び「婦人保護事業ハンドブック」について公文書公開決定を行い、同日付けで異議申立人に通知した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書及び意見書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

公開された文書は、本件請求に対して一部分しか開示していない。

平成23年10月5日付けで行われた公文書公開決定については、「婦人保護事業ハンドブック」の写しをもって公開としているが、参考文献ではなく、センターにおいて独自に作成されたマニュアルの公開を求める。

公文書部分公開決定通知書中「公文書の公開をしない部分の概要及びその理由」に合理性及び合法性がなく、「公開をしない部分」と「決定の理由」との間の因果関係が不明確である。

条例第6条第5号及び第6号を根拠として「現金や貴重品等の保管」及び「避難経路」に関する部分を非公開としているが、条例第6条第5号及び第6号に該当しない部分についても非公開としている。

よって、条例第6条第5号及び第6号に該当しない非公開部分について開示を求める。

実施機関からの理由説明の3「決定理由」の具体例が不明確であり、事実確認ができない。

仮に個人の生命、身体、財産等が侵害されるような事実があったとしても、保護した者の安全を確保しつつ情報公開に努めるのが府の事業の遂行である。

実施機関は、「制度の的確な運用に当たっており」としているが、何をもってそう言えるのか。この制度内容が瑕疵行政である以上、「実施機関の判断」は妥当であるとは言えない。

よって、条例第4条及び第6条の規定に基づき本件請求に係る公文書を全面公開を求める。

第5 実施機関の説明の要旨

しおりについては、条例第6条第5号に定める「府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれの他事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」及び同条第6号に定める「公にすることにより、個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれのある情報」に該当する情報を含むと判断し、部分公開とした。

しおりは、センターに係る一時保護所（以下「一時保護所」という。）の各居室に配置され、入所者が一時保護所内で遵守すべき生活上のルールが記載されたものである。しおりを入所者に配布したり、退所時の持ち出しを認めたりはしていない。

なお、本件処分において、非公開とした部分は、次の(1)から(3)までのとおりである。

- (1) 現金や貴重品等の保管に関する記載の一部
- (2) 外出に関する記載の一部
- (3) 非難経路に関する記載の一部

- 1 府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて

一時保護所には、配偶者からの暴力から逃れて来た女性等が保護されており、暴力行為に及ぶ配偶者からの追及を遮断し、身の安全と精神の平穏を確保するため、一時保護所の所在は公開していない。

本件処分により非公開とした部分を公開すると、入所者の所在や行動が特定されたり、一時保護所の位置や安全管理体制が明らかになり、不法侵入等により、入所者の生命、身体及び財産等が侵害されるおそれがあり、一時保護した者の安全を確保し、その立ち直り等を支援するという本府の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- 2 公にすることにより、個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれのある情報について

センターには、たびたび配偶者に暴力をふるったと思料される男性が、配偶者の所在を追及すべく強訴のため来庁しており、中には一時保護所の所在を確認しようとした者もいる。

また、センターは、婦人相談所等の機関が統合し、平成22年4月に設置されたものであるが、統合前の婦人相談所においては、一時保護所退所者の家族と名乗る男女による不法侵入事件が発生している。

このように、センターは、一時保護所入所者等を追及する者により、平穏や安全が脅かされる危険にさらされており、本件処分により非公開とした部分を公開すると、第5の1と同様に入所者の所在や行動が特定されたり、一時保護所の位置や安全管理体制が明らかになり、入所者の生命、身体及び財産等が侵害されるおそれがある。

以上述べたとおり、実施機関としては、制度の的確な運用に当たっており、本件処分については、「実施機関が部分公開とした判断は妥当である」との答申を求める。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。当審査会は、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることの

ないよう、条例を解釈し、以下に判断するものである。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

(1) 対象公文書について

対象文書は、しおりである。

実施機関が非公開としたのは、現金や貴重品等の保管に関する記載の一部、外出に関する記載の一部及び避難経路に関する記載の一部である。

なお、異議申立人は、センターが独自に作成した女性相談についての相談対応マニュアル及び女性の一時保護に係る対応マニュアルの公開を求めているが、審査会が調査した結果、センターが独自に作成したものは存在しない。

よって、当審査会ではしおりについて判断する。

(2) 条例第6条第5号について

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(3) 条例第6条第5号該当性について

実施機関は、本件処分により非公開とした部分を公開すると、入所者の所在や行動が特定されたり、一時保護所の位置や安全管理体制が明らかになり、入所者の生命、身体及び財産等が侵害されるおそれがあり、一時保護した者の安全を確保し、その立ち直り等を支援するという本府の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

しかしながら、「現金や貴重品の保管について」及び「外出について」の非公開部分の記述は一般的なものであり、公開することにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの蓋然性が高いとは言えない。

「現金や貴重品の保管について」の非公開部分を公開することにより、入所者の生命、身体及び財産等がどの程度侵害されるおそれがあるかが不明確であり、「外出について」の非公開部分についても、「外出について」という項目がある以上外出があり得ることを示しており、非公開部分の記載内容が容易に推測できる。

したがって、公開することにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性が高いとは言えず、条例第6条第5号に該当すると認められない。

一方、「避難経路について」の非公開部分については、しおりとセ

センターのパンフレットからは非常口の場所はわからず、施設の外から見ても非常口の場所は簡単にはわからないとのことである。

当該非公開部分は、一時保護所とその収容者の安全確保を具体的に示したものであり、センターに統合される前の婦人相談所において、不法侵入事件が発生していることから、非公開部分を公開することにより、入所者の生命、身体及び財産等が侵害されるおそれがあり、一時保護した者の安全を確保し、その立ち直り等を支援するという府の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第6条第5号に該当すると認められる。

(4) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(5) 条例第6条第6号該当性について

実施機関は、一時保護所入所者等を追及する者により、センターの入所者の平穏や安全が脅かされる危険にさらされており、本件処分により非公開とした部分を公開すると、入所者の所在や行動が特定されたり、一時保護所の位置や安全管理体制が明らかになり、入所者の生命、身体及び財産等が侵害されるおそれがあると主張する。

しかしながら、「現金や貴重品の保管について」及び「外出について」の非公開部分の記述は、既に(3)で述べたとおり、公開することにより入所者の生命、身体及び財産等が侵害される危険性が高まるとは必ずしも言えない。

よって、条例第6条第6号に該当するとは認められない。

一方、「避難経路について」については、既に(3)で述べたとおり、非公開部分を公開することにより、入所者の生命、身体及び財産等が侵害されるおそれがあると認められ、条例第6条第6号に該当すると認められる。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

<別 表>

特定した公文書	公開すべき部分
入所のしおり（京都府家庭支援総合センター）	【現金や貴重品などの保管について】及び【外出について】の非公開部分

<特定した公文書とその公文書に対する処分内容>

特 定 し た 公 文 書	決定内容	非公開部分の概要
入所のしおり（京都府家庭支援総合センター）	部分公開	家庭支援総合センター内における現金や貴重品等の保管場所及び一時保護所とその収容者の安全確保を具体的に示したものであり、公にすることにより個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれがあると同時に、入所者等の安全確保が困難になるおそれがあり、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【条例第6条第5号及び第6号該当】
「京都府婦人保護業務取扱規程（昭和34年京都府訓令第12号）」 「電話・来所相談票」及び「婦人保護事業ハンドブック」	公 開	

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 9月13日	諮問書の受理
平成23年10月14日	実施機関の理由説明書の受理
平成23年10月28日	異議申立人の意見書の受理
平成24年 2月20日	第1回審査会
平成24年 3月16日	第2回審査会
平成24年 4月25日	第3回審査会
平成24年 6月21日	答 申